

# 居宅療養管理指導重要事項説明書

## 1、 事業所の概要

法人名 : 医療法人社団 神野医院  
代表者名 : 理事長 神野君夫  
事業所名 : 医療法人社団 神野医院 じんのクリニック  
事業所所在地 : 京都府宇治市六地藏町並 39 番地  
電話番号 : 0774-31-1122  
FAX番号 : 0774-31-1123  
事業所開設日 : 平成 25 年 12 月 1 日  
指定事業所番号 : 2611203569  
事業内容 : 診療所 (1) 居宅療養管理指導 (1)  
訪問リハビリテーション (1) 訪問介護 (1)  
居宅介護支援事業所 (1) 訪問看護事業所 (1)

サービス提供地域 : 宇治市  
京都市伏見区 (石田、醍醐、日野、桃山町、桃山、小栗栖)  
京都市山科区 (小野)  
その他の地域に関しては、相談に応じます。

## 2、 事業の目的

要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、往診または訪問診療による計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、医師が利用者の担当介護支援専門員やサービス事業所への情報提供、並びに利用者及び家族への医学的観点からの指導助言を行います。

## 3、 運営方針及びサービス内容

- (1) 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行います。
- (2) 自ら提供する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るようにします。
- (3) 訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者やその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言等を行います。

- (4) 利用者やその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者やその家族に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行います。
- (5) 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合または居宅介護支援事業者もしくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供または助言を行います。
- (6) 指導内容等の要点を診療録に記載します。

#### 4、 従事者の職種、員数、及び職務内容

居宅療養管理指導に従事する従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者： 院長  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な指導等が行われるように総括します。
- (2) 医師： 常勤 1名 (管理者と兼務)
- (3) 職務内容： 訪問診療等及び必要な療養管理指導

#### 5、 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、下記の通りとします。

- (1) 営業日： 午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～土曜日)
- (2) 休日は日曜日と祝日、12月30日～1月3日までとします。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とします。

#### 6、 サービス提供の記録等

- (1) それぞれの利用者について、提供したサービスの内容について、速やかに診療録に記録します。
- (2) 事業者は、居宅療養管理指導のサービス記録を作成完了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧することができます。

#### 7、 サービス提供等

- (1) サービス提供の責任者は次の通りです。  
氏名 神野 君夫 院長 連絡先 0774-31-1122
- (2) サービス提供についてのご相談がある場合には事業所までご連絡ください。

## 8、利用者負担金

### 8-1 同一建物居住者以外の利用者に対する負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は次のとおりです。

訪問回数	宇治市・京都市
月1回のみ	2,990(299)円
月2回以上	5,980(598)円

( )内が利用者自己負担額

(2) 上記の金額は在宅時医学総合管理料算定の方が対象であり、介護保険の法定利用料に基づく金額です。厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割となります。

在宅総合診療非対象若しくは、在宅末期医療総合診療料を算定している方の場合は、上記金額とは異なり以下のとおりとなります。

1ヶ月	1回訪問	5,150(515)円
	2回以上の訪問	10,300(1,030)円

(3) 介護保険外のサービスとなる場合

その他費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し、同意を得たものに限り徴収します。又、医師の訪問により、医療保険適応の診療を受けた場合は、医療保険による費用負担とします。

### 利用料金の支払方法について

利用料金については、毎月末締めとし、請求書を翌月15日前後に利用者へ交付いたします。お支払いは、郵便自動引き落とし、もしくは医師に直接お渡しいただくか、クリニックにてお支払いをお願いいたします。

## 9、キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに下記の連絡先までご連絡下さい。

**連絡先 医療法人社団神野医院 じんのクリニック 外来受付**

**TEL 0774-31-1122**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の1週間前までにご連絡ください。(ただし、利用者の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではございません。)

## 10、事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、京都府及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

## 11、要望及び苦情の相談

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口 利用時間 : 営業日の午前9時～午後5時まで  
利用方法 電話 : 0774-31-1122  
相談・苦情対応責任者 : 神野君夫

(2) その他公的機関においても相談・苦情の申し出ができます。

介護保険窓口市町村 (対応時間 月～金曜日9:00～17:00)	宇治市 介護保険課 電話番号 0774-22-3141 京都市 長寿社会課 電話番号 075-213-5871
国民健康保険団体連合会 (対応時間 月～金曜日9:00～17:00)	電話番号 075-354-9011

## 12、個人情報の取り扱いについて

医療法人社団神野医院の提供する居宅療養管理指導サービスを受けるに当たって、利用者、その家族へ個人情報使用同意書を得た上で、医師とサービス事業者間との情報交換やサービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いることがあります。

<使用する目的>

利用者の為の居宅サービス計画に沿って円滑にサービス提供をする為、実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において使用します。

<条件>

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外に漏れることがないよう細心の注意を払うこととします。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこととします。

### 13、緊急時の対応方法

- (1) 医師等は、居宅療養管理実施を実施中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに適切な処置を行い、救急搬送等の必要な処置を講じます。

#### 〈緊急時連絡先〉

医療法人社団神野医院 じんのクリニック	0774-31-1122
夜間・日曜日・祝日 (17:30～8:30)	神野携帯：090-4037-3039

#### 〈緊急時協力医療機関〉

協力医療機関名	医療法人医仁会 武田総合病院
所在地	京都市伏見区石田森南28-1
TEL	075-572-6331

- (2) また、利用者、家族緊急連絡先へ連絡致します。

- (3) 利用者、家族緊急連絡先

①氏名	続柄 ( )
住所	
TEL 携帯電話	
②氏名	続柄 ( )
住所	
TEL 携帯電話	

## 【 サービス利用・個人情報使用同意書 】

令和 年 月 日

居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

(事業者)

医療法人社団神野医院

事業所名 じんのクリニック (居宅療養管理指導)

代表者名 理事長 神野 君夫 印

事業所所在地 宇治市六地蔵町並 39 番地

説明者名 印

私は事業所のサービス利用に当たり、重要事項説明書の内容について説明を受け、納得し同意しましたので受領します。

又、私（利用者及びその家族）の個人情報については、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(利用者) 氏名 印

住所

署名代行者 氏名 印

住所

立会人 氏名 印

住所